

65歳以上の方へ

平成30年度の介護保険料をお知らせします



◆問い合わせ◆

介護保険制度 … 役場保健福祉課介護保険係 ☎85-4804
 保険料の徴収 … 役場税務住民課納税係 ☎85-4803

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や道、町の負担金を財源に運営されています。

比布町第7期介護保険事業計画（平成30年度から32年度まで）で決定された、平成30年度における65

歳以上の方の介護保険料は次のとおりです。介護保険料決定通知書を7月上旬に各世帯に送付していますので、内容をお確かめのうえ、期限内に納付をお願いします。

◆第7期介護保険料 基準額 月額 6,600円×12か月＝79,200円

区分	対象者	年間保険料
第1段階（基準額×0.45）	生活保護受給者・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 住民税非課税世帯で課税年金収入＋合計所得金額＝80万円以下	35,600円
第2段階（基準額×0.75）	住民税非課税世帯で 課税年金収入＋合計所得金額＝80万円超120万円以下	59,400円
第3段階（基準額×0.75）	住民税非課税世帯で課税年金収入＋合計所得金額＝120万円超	59,400円
第4段階（基準額×0.9）	本人が住民税非課税（課税世帯）で 課税年金収入＋合計所得金額＝80万円以下	71,200円
第5段階（基準額×1.0）	本人が住民税非課税（課税世帯）で 課税年金収入＋合計所得金額＝80万円超	79,200円
第6段階（基準額×1.2）	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	95,000円
第7段階（基準額×1.3）	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満	102,900円
第8段階（基準額×1.5）	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	118,800円
第9段階（基準額×1.7）	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上	134,600円

※40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している医療保険料（税）に含まれ、医療保険料（税）として納めます。

◆介護保険料の納付方法

納付方法は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収（直接納付）があり、年金受給者で受給金額の総額が18万円以上の方は、原則、特別徴収になります。普通徴収の方は、納付書により役場出納窓口や金融機関で直接納付いただくか、口座振替をご利用ください。

平成30年度 負担限度額認定申請について

住民税非課税世帯に属する方が施設入所やショートステイを利用する際の食費や居住費（滞在費）には、サービスの利用が困難にならないように、収入に応じて負担限度額が設定されています。

なお、軽減を受けるには、役場保健福祉課介護保険係へ申請が必要です。

（軽減の認定期間：8月1日から翌年7月31日まで）

■認定の要件

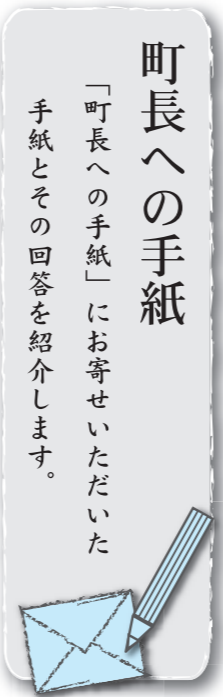
- ・世帯全員が住民税非課税であること
- ・住民票上、別世帯の配偶者でも住民税非課税であること

■申請に必要なもの

- ①印鑑 ②本人及び配偶者の預貯金通帳（最終記帳が申請日より2週間以内のもの）、有価証券、投資信託の写しなど

◆負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	居住費（滞在費）の負担限度額					食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室		
			（特養）	（老健・療養等）			
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	320円	490円	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	820円	490円	420円	490円	370円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超の方	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円



町長への手紙

「町長への手紙」にお寄せいただいた手紙とその回答を紹介します。



町長 村中一徳

◆ドラッグストアについて
 近くの所に行くのですが、20分、車でかかるので呼び込んでもらいたい。少し暮らしやすくなりそうな気がします。（匿名希望）

§町長からの回答§

お手紙をいただき、ありがとうございます。はじめに、お子さんの保育園のお迎えの時間について、ご不便をおかけし申し訳ありません。

◆保育園について
 自営業以外の会社員の子どもが18時までなのは困ります。せめて18時半まで預ければ、安心して仕事ができます。保育士不足で難しいのは、理解していますが、何か工夫をして欲しい。
 ◆子どもの遊戯場について
 雨天の日も体を使って親子が楽しめる場所が欲しい。

現在、町内の保育園は1か所、民間のくるみ保育園（90人定員）へ委託し、開園時間は午前7時から午後6時までとさせていただいています。町内に住む保護者の皆様も、通勤が町外であったり就業形態が多様化している中、保育時間の延長を望む声があることも認識していますが、現状では保育士配置の問題や安全管理の上からそのような開園時間とさせていただいています。なお、町内には子育てサポート団体「ハッピー」があり、保育園や学校の終了後や急な用事などができた場合、午前7時から午後10時までの希望する時間帯でお子さんの一時預かりを行っていただいています。利用の詳細は、役場保健福祉課福祉係までお問い合わせいただけます。

次に、子どもの遊戯場についてです。町内では、のびのびと体を動かして親子でふれあえる場所として、百年記念公園、ふれあい広場、グリーンパークびつぷなどの公園を管理しています。いずれも屋外ですが、屋内施設では町体育館を利用させていただくことも可能です。町内には現在のところ、多目的に活用できる遊戯施設はありませんが、今後、町民皆様の声をお聴きしながら、活用可能な施設についても十分吟味し、検討したいと思っております。

◆最後に、ドラッグストアの件についてです。ドラッグストアなど、買い物環境整備は、特に、長距離の移動が困難な子育て中の皆様や高齢者の皆様には、切実な課題だと認識しています。町の存続のために取り組まなければならない人口減少対策でも重要な課題であり、既存店舗とのバランスも考慮しながら、5年後、10年後の比布町を見据えたまちづくりが必要と考えています。折しも今年度は、今後5か年のまちづくりの方向性を示す計画の策定年度となり、計画策定の中では、町民の皆様、議員の皆様から様々なご意見を伺いたいと考えています。今回のご意見も参考にさせていただきますので、今後ともご意見を賜りますようお願いいたします。

【お寄せください】

比布町のまちづくりについて、ご意見やアイデア、ご要望をお聞かせください。普段の生活で気付いたこともお気軽にお寄せください。皆様の「こえ」をお待ちしています。氏名などの記入がない意見も参考にさせていただきますが、非難や中傷、営利を意図したものは受付できません。また、返答もできないことをご了承願います。

◆問い合わせ◆

役場まちづくり推進室広報係 ☎85-4802